

前払金の使途拡大について

平成28年8月1日

伊方町発注工事に係る前払金の使用等については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に沿って工事請負契約約款に使途を定めているところですが、このたび「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年総務省令第61号）が平成28年5月27日付けで公布、施行され、本年4月1日以降に請負契約を締結した工事を対象として前払金の使途を拡大できるとされたことから、伊方町では次のとおり取り扱うこととして工事請負契約約款を改正いたします。

また、平成28年4月1日以降において既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、「前払金の使用等」に係る規定（契約約款第36条）を契約変更することにより対応することといたします。

1 伊方町工事請負契約約款の改正

改正前	改正後
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等の<u>うちこの工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p> <p><u>2 前項の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。</u></p>

施行期日 平成28年8月1日

工事変更請負契約書

1 工事番号

2 工事名

上記の工事について、発注者と受注者とは、 年 月 日付けで当事者間で締結した工事請負契約について、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な工事変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 工事請負契約約款第36条を次のように改める。

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

2 前項の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

この契約の証として本書2通を作成し発注者、受注者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
氏名

住所
受注者
氏名